

戸籍謄本・抄本等請求書（郵便用）

年 月 日

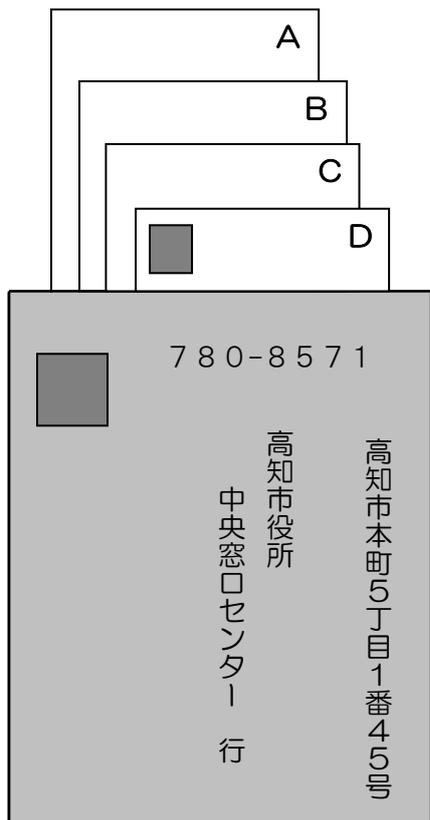
必要な戸籍	本 籍	高知市 ※町名・番地を記入してください
	筆頭者氏名	※戸籍の最初に記載されている人
必要な証明書		どなたの証明が必要ですか
1	戸籍謄本 (全部事項証明書)	氏 名 通
2	戸籍抄本 (個人事項証明書)	氏 名 通
3	除籍(原戸籍)謄本	氏 名 通
4	除籍(原戸籍)抄本	氏 名 通
5	身分証明書	氏 名 ※本人以外の申請の場合は委任状が必要です 必要な項目に☐を入れてください ☐後見の登記の通知を受けていない ☐のない場合はすべて証明します 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない ☐破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない 通
6	独身証明書	氏 名 通
7	戸籍の附票	☐全員 ☐一部 → (氏 名) ☐本籍・筆頭者の表示はしない。※☐のない場合は表示されます。 ☐必要な住所「 」から「 」まで ※2 通以上になる場合があります 通
8	その他の証明 ()	氏 名 通

請求者	住 所	
	氏 名	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日
	昼間の連絡先	() - ☐自宅 ☐勤務先 () - ☐携帯電話
	筆頭者からみての 続 柄	本人・夫・妻・子・孫・父母・祖父母・その他 () ※請求者が「その他」の場合、正当な請求理由がないと交付できません

使用目的	☐パスポート ☐戸籍の届出(婚姻・離婚・転籍・その他) ☐年金の手続 ☐相続手続 ☐廃車手続・車の名義変更手続 ☐結婚情報サービス・結婚相談業者へ提出 ☐その他 { }
必要事項	●誰のどのような事が記載されているものが必要ですか? 【例】 「〇〇の出生から死亡まで連続した戸籍」 「〇〇の死亡年月日のわかるもの」「筆頭者と子〇〇の続柄が確認できるもの」など
証明書の提出先	●最近 2 週間以内に戸籍の届出をしましたか? ☐いいえ ☐はい → 令和 年 月 日 () 市区町村へ ☐出生届 ☐婚姻届 ☐離婚届 ☐死亡届 ☐その他() 届

※ 偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、罰金が科されます。

郵送による戸籍謄本等の請求方法



次のA, B, C, Dをそろえてご請求ください。

A 戸籍謄本・抄本等請求書

前ページの様式をご利用ください。

B 手数料

普通郵便で送る場合は、郵便局発行の「定額小為替または普通為替」をご利用ください。

※為替には何も記入しないでください。

現金の場合は、現金書留用の封筒にA, C, D及び手数料を同封して送付してください。

切手ではお受けできませんので、ご注意ください。

手数料は、市区町村により異なります。

手数料不足の場合は、不足分手数料到着後の発送となります。

【高知市の手数料】

戸籍謄抄本（全部・個人事項証明）	450円
除籍謄抄本・改製原戸籍	750円
身分証明書	400円
独身証明書	400円
戸籍の附票	400円

C 本人確認のできるものの写し（コピー）

○戸籍（除籍）謄本・抄本の場合

官公署発行の証明書の写し 1点

（例：運転免許証 マイナンバーカード 国民健康保険証 など）

○戸籍附票などその他の証明の場合

官公署発行の顔写真付の証明書の写し 1点

（例：運転免許証 マイナンバーカード など）

または

顔写真の付いていない証明書の写し 2点以上

（例：健康保険証 年金証書 社員証 など）

※ マイナンバーカードについては、表面（顔写真のある側）のみコピーしてください。

※ 健康保険証については、保険者番号及び被保険者等記号・番号が見えないようにコピーしてください。

※ 年金証書については、年金基礎番号が見えないようにコピーしてください。

○ 送付先・お問い合わせ先

〒780-8571

高知市本町5丁目1番45号

高知市役所

中央窓口センター 調査整理担当

TEL 088-823-9432

D 返信用封筒

請求者の住所・氏名を書いて切手を貼ってください。

※送付先は原則として、請求者の住民票登録地になります。

※郵送料は、封筒の大きさや重さによって異なります。

※何通も請求する場合や除籍・改製原戸籍を請求する場合は、郵送料が追加となることがありますので、予備の切手を返信用封筒には貼らずに同封してください。

※速達や簡易書留などの特殊郵便をご利用の場合は、別途料金がかかりますので、ご注意ください。

<お願い>

- 普通郵便の場合、配達日数と高知市役所での処理日数を合わせて、受け取りまで10日程度かかりますので、ご注意ください。なお、郵便事情や連休等でさらに日数がかかる場合もありますので、余裕をもって請求してください。
- 代理人が請求する場合、代理人の本人確認ができるものの写しを同封してください。また、請求する書類や請求者との関係によっては、委任状が必要となります。
- 高知市では、平成13年6月30日（旧鏡村・旧土佐山村は平成16年12月29日、旧春野町は平成18年7月29日）付けでコンピューター化により戸籍が改製されています。ご注意ください。